

新しい入国審査手続

（個人識別情報の提供義務化）

がスタートします！



外国人から提供された個人識別情報の保護はどのように行われるのですか？

Q4 外国人から提供された個人識別情報の保護はどのように行われるのですか？
A4 提供された個人識別情報（指紋及び顔写真）は重要な個人情報ですので、個人情報保護の基本法である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に従って適正に取り扱います。また、情報セキュリティの面でも、万全の措置を講ずることとしています。

1 はじめに



平成18年5月24日に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が公布され、本年11月23日までに施行される予定です。この法律では、テロの未然防止のための規定の整備が行われる。その一環として、入国審査時に個人識別情報を利用した審査が実施されることになりました。

この新しい入国審査手続では、入国申請時に指紋及び顔写真の提供を行い、その後、入国審査官の審査を受けることになります。

個人識別情報の提供が義務付けられている外国人が、指紋又は顔写真の提供を拒否した場合は、日本への入国は許可されず、日本からの退去を命じられます。

2 対象者について

- 次の免除者を除き、日本に入国する外国人のほぼすべてが対象となります。
- ① 特別永住者
- ② 16歳未満の者
- ③ 外交又は「公用」の在留資格に該当する活動を行うおとずる者

④ 国の行政機関の長が招へいする者
⑤ 又は④に準ずる者として法務省令で定めるもの

3 新しい入国審査手続

- ① 入国審査官に旅券、出入国記録カード（E/Dカード）等を提出していただきます。
- ② 入国審査官から案内を受けた後、原則、両手の人差し指を指紋読取機器の上に置き、電磁的に指紋情報を読み取らせていただきます。
- ③ 指紋読取機器の上部にあるカメラで顔写真の撮影を行っていただきます。

④ 入国審査官からインタビュ（質問）を受けます。

⑤ 入国審査官から旅券等を受け取り、審査は終了します。

4 Q & A



Q1 どうして入国審査のときに指紋、顔写真を提供しなければならぬのですか？

A1 指紋及び顔写真という個人識別情報を利用して、別人の旅券を使っている人やテロリスト等の要注意人物を見つけるこ

とが可能となり、テロの未然防止に役立つからです。
Q2 両手人差し指の指紋を提供できないときは？

A2 人差し指が欠損していることその他の理由により、提供することが困難である場合には、法務省令で定める順番により、別の指の指紋の提供を受けることになりますので、その際には入国審査官に申し出て、その指示に従ってください。

Q3 指紋及び顔写真を提供しなかった場合、どのような措置がとられるのですか？

A3 入国審査官は、その外国人が免除対象者であるか否かについて慎重に審査しますが、外国人が指紋等の個人識別情報を提供しない場合には、入国は認め

新しい入国審査の流れ



●指紋情報の読み取り



●写真撮影



●入国審査官からのインタビュー（質問）

5 お知らせ



法務省入国管理局では、新しい入国審査手続についてみなさまにより広くお知らせするため、広報ビデオやリフレットを作成しています。法務省及び入国管理局のホームページ等にも掲載していますので、是非ご覧ください。

- 法務省ホームページ
<http://www.mof.go.jp/>（ビデオ、リフレット）
- 入国管理局ホームページ
<http://www.immi.mof.go.jp/>（ビデオ、リフレット）

- 政府インターネットテレビの海外向け広報チャンネル
[Cool Japan] 61c（英・中・韓）
<http://nettv.gov-online.go.jp/channel.html?c=61>（サイト）